

# 義務教育就学児医療費助成制度の改正に係る 請求記載事例及びQ & A

平成21年10月診療分から

お問合せ先  
東京都社会保険診療報酬支払基金  
審査企画部企画調整第1、2課  
03 - 3987 - 6181 (代表)  
(内線3410・3420・3720)

## 義務教育就学児医療費助成制度の請求記載事例

〔入院自己負担なし、通院1回200円自己負担の場合〕  
〔負担者番号 88131\*\*\* 及び 88134\*\*\*〕

平成21年10月診療分から

事例1 一部負担金の記載方法(通院の場合)……………1ページ

事例2 一部負担金の記載方法(入院の場合)……………3ページ

事例3 小児慢性疾患との併用【分点数がない場合】  
(通院の場合)……………4ページ

事例4 小児慢性疾患との併用【分点数がある場合】  
(通院の場合)……………5ページ

注1) マル子自己負担全額助成の場合(負担者番号88133\*\*\*、88135\*\*\*  
及び88137\*\*\*)は、自己負担はありません(マル乳と同じ。)

注2) 医療機関の窓口徴収額の端数処理は、10円未満四捨五入です。

# 事例 1 . . . 一部負担金の記載方法 (通院の場合)

他公費との併用がない場合の一部負担金額欄は、『200円×日数』を記載する  
(1日の自己負担額が200円に満たない場合は、その満たない金額を合計する)

## 1日の自己負担額がいずれの日も200円以上の場合

総点数 3,000点  
診療実日数 3日 の場合

併用レセプトで請求

-		-		実	診	保	3
公負	88131***又は88134***	公受		日	療		
公負		公受		数			

  

療養の 給付	保険 の 給付	請 求 点	決 定 点	一部負担金額	円
		公	3,000		600
公					

## 1日の自己負担額が200円未満の日がある場合

総点数 3,000点  
診療実日数 3日  
自己負担額 1日目 200円  
2日目 198円  
3日目 200円

-		-		実	診	保	3
公負	88131***又は88134***	公受		日	療		
公負		公受		数			

  

療養の 給付	保険 の 給付	請 求 点	決 定 点	一部負担金額	円
		公	3,000		598
公					1円単位で記載してください。

**一部負担金額の合計が200円未満の場合**

総点数 66点  
 診療実日数 1日  
 自己負担額 1日目 198円

-	-	-	-	実日数	診療	保	1
公負	88131***又は88134***	公受					
公負		公受					

  

療養の給付	保険	請求点	決定点	一部負担金額	円
		66			198
公					
公					

一部負担金額の合計が200円未満で、マル子の医療費助成が発生しない場合は、「公費負担者番号」及び「一部負担金額」の記載を省略することが可能です。

## 事例 2 . . . 一部負担金の記載方法（入院の場合）

自己負担なし。記載方法は 乳 と同じ。

総点数            10,000点  
 診療実日数      10日 の場合

-		-		保	10
公負	88131***又は88134***	公受		診療	
公負		公受		実日数	

  

療養の給付	保険	請求点	決定点	負担金額 円	食事・生活療養	保険	公	公	公	公
		10,000								
	公									
	公									

## 事例 3・・・小児慢性疾患との併用【分点数がない場合】 (通院の場合)

小慢一部負担金 - マル子一部負担金 差額をマル子で助成  
 マル子一部負担金の額が小慢一部負担金限度額の額に達するまで、  
 マル子一部負担金が発生。

総点数 2,000点  
 小慢一部負担金限度額 5,750円(外来) } の場合  
 診療実日数 5日

小児慢性疾患一部負担金(5,750円) - マル子一部負担金(通院200円×5回=1,000円)  
 差額(4,750円)をマル子で助成

-		-		保	5
公負	52*****	公受		診療	
公負	88131***又は88134***	公受		実日数	

  

	請求点	決定点	負担金額	
療養の給付	2,000			
公			5,750	
公			1,000	200円×5回=1,000円

### 参考

診療	保険点数	小慢点数	小慢一部負担金	マル子一部負担金
1日目	71	71	213	200
2日目	71	71	213	200
3日目	1,716	1,716	5,148	200
4日目	71	71	176	200
5日目	71	71	0	200
合計	2,000	2,000	5,750	1,000

5,750円を限度とし、マル子一部負担金が発生

小児慢性疾患一部負担金(5,750円) - マル子一部負担金(1,000円)  
 差額(4,750円)をマル子で助成

## 事例 4 ・ ・ ・ 小児慢性疾患との併用【分点数がある場合】 (通院の場合)

小慢自己負担が発生する場合

(小慢該当分) 事例3と同様  
 (小慢非該当分) 医療保険診療実日数と小慢診療実日数及びマル子診療実日数の関係によりマル子一部負担金が発生

総点数 5,000点	小慢対象疾病分	2,000点	} の場合
小慢一部負担金限度額	小慢対象外疾病分(分点数分)	3,000点	
診療実日数	医療保険9日、小慢5日、マル子4日		

(小慢該当分)

小児慢性疾患一部負担金(5,750円) - マル子一部負担金(通院200円×5回 = 1,000円)  
 差額(4,750円)をマル子で助成

(小慢非該当分)

医療保険の自己負担額3割(9,000円) - マル子一部負担金(通院200円×4回 = 800円)  
 差額(8,200円)をマル子で助成

-		-	
公負	52*****	公受	
公負	88131***又は88134***	公受	

  

実 日 数	保	9
	診 療	5
	9	

  

療 養 の 給 付	保 険	請 求 点	決 定 点	負 担 金 額 円
	公	5,000		
	公	2,000		5,750
	公	5,000		1,800

$200円 \times 5回 + 200円 \times 4回 = 1,800円$

小慢自己負担が発生しない場合

(小慢該当分) 小慢一部負担金なし マル子一部負担金なし  
 (小慢非該当分) マル子一部負担金が発生

総点数 5,000点 小慢対象疾病分 2,000点  
 小慢対象外疾病分(分点数分) 3,000点 } の場合  
 小慢一部負担金限度額 0円(外来)  
 診療実日数 医療保険5日、小慢3日、マル子2日

小慢自己負担が発生しない場合、小慢3日分についてはマル子一部負担金が発生しないので注意

(小慢該当分) 小慢一部負担金なし、マル子一部負担金なし  
 (小慢非該当分) 医療保険の自己負担額3割(9,000円) - マル子一部負担金(通院200円×2回=400円)  
 差額(8,600円)をマル子で助成

-		-		実	保	5
公負	52*****	公受		診		3
公負	88131***又は88134***	公受		療		5
				日		
				数		

  

療養の給付	保険	請求点	決定点	負担金額 円
	公	5,000		
	公	2,000		0
	公	5,000		400

200円×2回=400円

## 義務教育就学児医療費助成制度の請求記載事例

〔入院自己負担なし、通院1回200円自己負担の場合〕  
〔負担者番号 88131\*\*\* 及び 88134\*\*\*〕

平成21年10月診療分から

事例1 一部負担金の記載方法(通院の場合)……………1ページ

事例2 一部負担金の記載方法(入院の場合)……………2ページ

注1) マル子自己負担全額助成の場合(負担者番号88133\*\*\*、88135\*\*\*  
及び88137\*\*\*)は、自己負担はありません(マル乳と同じ。)

注2) 医療機関の窓口徴収額の端数処理は、10円未満四捨五入です。

# 事例 1 . . . 一部負担金の記載方法 (通院の場合)

他公費との併用がない場合の患者負担額欄は、『200円×日数』を記載する  
(1日の自己負担額が200円に満たない場合は、その満たない金額を合計する)

## 1日の自己負担額がいずれの日も200円以上の場合

総点数 3,000点  
診療実日数 3日 の場合

併用レセプトで請求

公費		88131***又は88134***	受給者		診療開始日	年 月 日	
					診療実日数	3日(日)	

  

摘要	公費分 点数	請求 決定		合計	3000点
	患者負担額 (公費)		600円	決定	200円×3日=600円
	高額療養費			一部負担 金額	

## 1日の自己負担額が200円未満の日がある場合

総点数 3,000点  
診療実日数 3日  
自己負担額 1日目 200円  
2日目 198円  
3日目 200円

公費		88131***又は88134***	受給者		診療開始日	年 月 日	
					診療実日数	3日(日)	

  

摘要	公費分 点数	請求 決定		合計	3000点
	患者負担額 (公費)		598円	決定	200円+198円+200円 =598円
	高額療養費			一部負担 金額	

1円単位で記載してください。

**患者負担額(公費)の合計が200円未満の場合**

総点数 66点  
 診療実日数 1日  
 自己負担額 1日目 198円

-		-		診療開始日	年 月 日
公費	88131****又は88134****	受給者		診療実日数	1日(日)

  

摘要	公費分 点数	請求 決定		合計	66点
	患者負担額 (公費)		198円	決定	
	高額療養費			一部負担 金額	

患者負担額(公費)の合計が200円未満で、マル子の医療費助成が発生しない場合は、「公費負担者番号」及び「患者負担額(公費)」の記載を省略することが可能です。



## 義務教育就学児医療費助成制度の請求記載事例

〔 負 担 者 番 号 88131\*\*\* 及 び 88134\*\*\* 〕

平成21年10月調剤分から

調剤は、マル子自己負担全額助成の場合(負担者番号88133\*\*\*、88135\*\*\*  
及び88137\*\*\*)も含め、自己負担はありません(マル乳と同じ。)

# 事例・・・一部負担金の記載方法

自己負担なし。記載方法は(乳)と同じ。

総点数 10,000点  
 受付回数 10日 の場合

-		-				
公負	88131***又は88134***	公受			回数	保 10
公負		公受			受付	

  

保険	請求点	決定点	負担金額	円		
	10,000					
公						
公						

## 義務教育就学児医療費助成制度の請求記載事例

〔 負担者番号 88131\*\*\* 及び 88134\*\*\* 〕

平成21年10月診療分から

訪問看護は、マル子自己負担全額助成の場合(負担者番号88133\*\*\*、88135\*\*\*  
及び88137\*\*\*)も含め、自己負担はありません(マル乳と同じ。)

# 事例・・・一部負担金の記載方法

自己負担なし。記載方法は(乳)と同じ。

総点数 16,650円  
 実日数 3日 の場合

-		-			
公負	88131***又は88134***	公受			
公負		公受			

  

	実	保	3
	日		
	数		

  

	請求 円	決定 円	負担金額 円	
合	16,650			
計				

## Q & A

Q 1 医療保険上の自己負担額（3割相当額）が、義務教育就学児医療費助成制度の一部負担金（通院1回200円）に満たない場合は、窓口での徴収額はいくらになりますか。

A 医療保険上の自己負担額が200円に満たない場合は、その満たない額を徴収してください。例えば、医療保険上の自己負担額（3割相当額）が180円であれば、180円を徴収してください。

Q 2 1日のうちに同一医療機関に2回通院した場合、その都度一部負担金（通院1回200円）を徴収するのですか。

A 2回通院した場合でも1回分だけ徴収してください。診療報酬明細書の診療実日数の記載においては、同一医療機関に同一日に2回通院した場合でも、「1日」として記載することになっています。本制度における「1回」と診療報酬明細書の「1日」は同義であるため、本制度においても診療報酬明細書に合わせ、1回分だけ徴収してください。

例えば、同日中に2回通院して最初の1回目で200円に満たない場合（180円）、2回目の来院時には、1回目の自己負担額と200円までの差額（20円）は徴収しないでください。

Q 3 1日のうちにA病院の内科とB歯科診療所を受診した場合、その都度一部負担金（通院1回200円）を徴収するのですか。

A 医療機関ごとに一部負担金を徴収してください。ただし、調剤薬局は、一部負担金の徴収はしません。

Q 4 旧総合病院において、複数科を受診した場合は、診療科ごとに一部負担金（通院1回200円）を徴収するのですか。

A 診療科ごとに一部負担金を徴収してください。旧総合病院では、診療科ごとに診療報酬明細書を作成することとなっているので、本制度も同様に診療科ごとに一部負担金を徴収してください。

Q 5 医療保険上の自己負担額（3割相当額）が183円の場合、診療報酬明細書の一部負担金額の欄には、どのように記載するのですか。

A 「183円」と記載してください。10円未満の端数を四捨五入する前の金額（1円単位）を記載してください。

Q 6 院内処方の場合、薬代も含めて、1回につき200円という考え方でよいのですか。

A 院内処方の場合、薬代は含まずに、窓口では1回につき200円を上限とする金額を徴収してください。